

『聞こえない・聞こえにくい』人たちの

集まりはありますか？

都道府県や政令指定都市、中核市単位で中途失聴者・難聴者の団体も存在します。

同じ状況にある人との交流で、状況を客観的に前向きに考えることができるようになる場合も多々あります。(ピア・サポートの効果)

函館中失協の行事、活動内容の一部

要約筆記(文字通訳)を用意する等、会話しやすい環境に配慮しています。

・気軽に筆談等を交えての…「茶話会」

・「青函難聴者の集い」で青森県難聴者・中途失聴者協会と交流！

・聞こえない、聞こえにくい方対象に「難聴者教室(聴覚・情報保障の内容)」「手話練習」等を実施。

・『難聴・中途失聴』に関する啓発イベント

・会報「いやりんぐ ～みみの輪」を隔月発行

・聞こえない、聞こえにくい方の社会参加促進のため、要約筆記等の文字情報や、聞こえを補う補聴援助機器の必要性を社会に啓発。現状理解と協力を求めています。

入会のご案内

《会員種別》

『正会員』

道南地域の「聞こえない・聞こえにくい」方(聞こえの程度、手帳所持の有無は不問)

『賛助会員』

・会の趣旨に賛同いただける健聴者
・地域外の「聞こえない・聞こえにくい」方

耳の「聞こえ」で悩んでいませんか？

— 「聞こえない」

「聞こえにくい」方へ —

耳が不自由なことやサポートの用意があることを示す

【耳マーク】



- ・お手数ですが筆記してください。
- ・口元を見せてお話ししてください。
- ・呼ばれても聞こえません。手で合図して下さい

＜問い合わせ先＞

函館中途失聴者・難聴者協会(事務局)

FAX専用番号：050-3737-4593

メール：hakodatenancyo@gmail.com

ホームページ公開中！

各種イベントや、邦画字幕付き情報等「函館 難聴者」で検索して下さい。

<https://www.hakodatenancho.com/>

覚えて・使ってください『耳マーク』

聴覚障害者が身の周りの物に着けて使用したり、公共施設・病院・企業等が「聞こえない・聞こえにくい」方へサポートすることを示すマークとしても利用されています。マークの掲示があり、サポートの意思が示されていることで、聞こえない・聞こえにくい側も筆談等の依頼がしやすくなります。

函館中途失聴者・難聴者協会
略称：函館中失協(ちゅうしつきょう)

耳が「聞こえないくなる」

「聞こえにくくなる」と?

昔会話が難しくなることが一番困ります。等のコミュニケーションに支障が出ます。

手の会話や周囲の会話内容がわからないと已不全感や孤立感、周囲からの陳外感など感じることが多くなってきます。



聞こえない・聞こえにくい
国内にどれくらいいる?

途失聴者や難聴者も含め、聴覚障害者は1,944万人(内、約900万人は難聴を自覚していない難聴者)とのデータもあります。

「補聴器供給システムの在り方に関する研究」

2年次報告書より(調査期間:2003-2-26~2003-3-10)

『日本補聴器工業会』ホームページ参照

館市在:主の障害者手帳所持の聴覚障害者は成29434月1日時点で973人。

「第5期函館市障がい福祉計画」より)

準未済の難聴者も併せると、さらに人数がえるのでは...と考えられます。

「聞こえ」に関する誤解・いろいろ

★「音が聞こえる」ということと「言葉として聞こえる」は全く違います。

音が聞こえても、それが「言葉」として聞こえなければ、会話内容がわかりません。難聴者の多くは、言葉の聞き取りが困難な『感音性難聴』のため、会話がうまく聞き取れず、困難を感じることが多くあります。

★外見からはわかりにくい「聞こえの障害」

「聞こえない」状況は、目に見えないため周囲も気づきにくく、難聴者・中途失聴者自身も適切に伝えづらい面があります。会話の困難さから、人付き合いを避けがちになる等、人間関係に支障が出ます。

★補聴器の機能には限界があります。

メガネの様に、かけてすぐ効果が得られるものではなく、補聴器店でのこまめな調整が必要です。「音」の聞き取り難い伝音性難聴には効果的ですが、感音性難聴では効果が得にくい場合もあります。

★必ずしも「聴覚障害者 = 手話で会話」とは限りません。

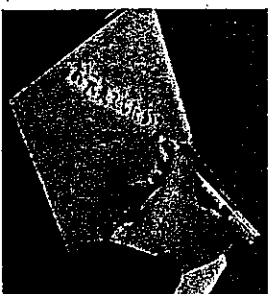
手話で十分に会話や情報取得が可能な方は約15%(平成13年度の厚労省調査)。また自分だけ覚えても、周りの方からわからない会話になりません。

『難聴者』『中途失聴者』へのサポーターの一部を紹介

① 要約筆記(文字通訳)

その場の音声情報を文字で伝える通訳です。手書きとパソコンを使用するものがあり紙やノートに書いたり、スクリーン等に表示して伝えます
函館・北斗・七飯在住の聴覚障害で身障者手帳を所持の方は公的な通訳者派遣制度が利用できます。
下記へお問い合わせください。

『障害者支援センター ばすてる』
FAX: 0138-34-2612
TEL: 0138-34-2611
メール: pastel@yuai.jp



② 自治体からの補装具等の給付

聴覚障害で身体障害者手帳を所持の方に
対し、補聴器や日常生活用具(FAX等)の給付があります。詳しくはお住まいの自治体(障害福祉担当)へご相談ください。

発行元：函館中途失聴者・難聴者協会

耳の聞こえない・聞こえにくい方へ

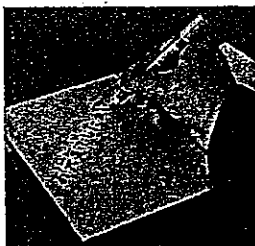
「要約筆記」ご存知ですか？

～ 会話を書いて伝える “文字通訳” ～

⊕ 病院等で利用した場合の利点

- ✓ 診察の呼び出しを聞き逃すことが無くなる。
- ✓ 聞こえなかった時の「聞き返し」や「筆談」をお願いする“気苦労”が減る。
- ✓ 聞こえの心配なく受診できるのでお話の内容も落ち着いて聞くことができる。

- 要約筆記者の派遣は、函館市、北斗市、七飯町が実施している制度です。
- 函館市・北斗市・七飯町にお住まいで、聴覚または音声・言語機能の障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が利用できます。(無料)



要約筆記についての
詳細はこちらから →
(函館中失協：要約筆記について)

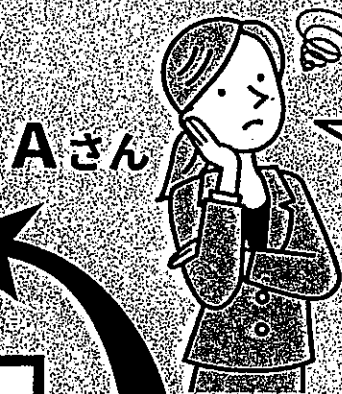
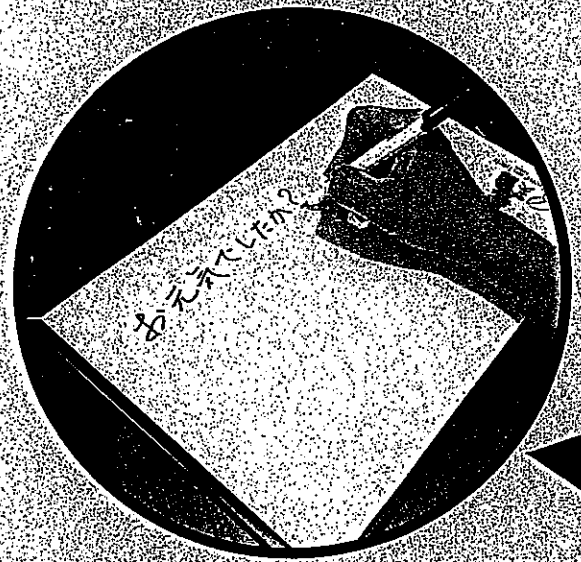


☆ 利用ご希望の方、どのようなものが知りたい方は、下記までご連絡ください。

FAX : 0138-34-2612 TEL : 0138-34-2611
メール : pastel@yuai.jp 障害者生活支援センター「ぱすてる」

耳の聞こえない・聞こえにくい方へ

『あなたの耳の代わりに なります』



Aさん

「聞こえづらくて話をしているのがよく分からないわ。手話も分からないし」

Bさん



「そんな時、話の内容を書いて伝えてくれる文字通訳の人がいるわよ」

会話を書いて伝える事を
文字通訳(要約筆記)
といいます。

いつどんな時使えるの？

- 病院・役所等の手続き
- 冠婚葬祭・町内会の会合
- 講演会・講習会・学校…など



〈お問い合わせは〉要約筆記サークル『あさがお』まで

大山 茂 FAX兼 0138-53-8435
 奥村 眞喜子 " 0138-65-3294

※ お気軽にご相談ください。

手話とは

何ですか？

ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするとき
に使うことで、手指の動きや表情などを使って概念や意思を
視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語です。

ろう者とは

どういう人々ですか？

耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、
手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る
人々のことです。

手話は日本語と

どう違うのですか？

手話は日本語を音声ではなく、手指や表情に変えて表現してい
ると思われがちですが、手話は日本語とは異なる言語で、独自
の語彙や文法体系をもっている言語です。日本語や英語等さま
ざまな言語があるように、世界各国でそれぞれ異なる語彙や文
法体系を持っているさまざまな手話があります。

ろう学校とは

何ですか？

聴覚に障害のある子どもに対し、その障害に応じた教育的対応
や一人一人に応じた専門教育を行う場です。主に幼稚園（幼
園に相当）、小学部（小学校）、中学部（中学校）、高等部（高
校）、高等部専攻科が置かれています。

ろう学校では手話が

使われていますか？

いいえ、今まで長い間、ろう学校では手話は禁止されていまし
た。授業だけでなく、ろう児同士が手話で話すことも禁じられ
ていたのです。日本語をろう児に獲得させるため、発音し口の形を
読み取ることなどで話をする口話法教育が行われてきました。

口話法教育には

問題はなかったのですか？

ろう児は補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが困難であり、話す口形のみを見て話を理解することも非常に難しいのです。そのため、先生の話す内容がよく分からない、先生やろう児との自由なコミュニケーションが妨げられるなど、学力や豊かな人間性、社会性の発達にも重大な影響がありました。

手話を使って教育をすることに

どんなメリットがありますか？

ろう児が手話で自由にコミュニケーションがとれることによって、先生の話す内容もよく理解でき、周囲との会話もスムーズになり、ろう児の発達に大きく貢献することになります。

手話について

定めた法律はありますか？

障害者基本法で言語に手話が含まれると改正されました。また、障害者総合支援法が地方自治体に対して、手話通訳派遣事業を実施することを義務付けています。

今ある法律では

不十分ですか？

ろう学校での教育に手話を導入する、さまざまな場面で手話による情報保障、手話に対する正しい知識の啓発を行わなければならないことなどを定める法律はまだありません。また、障害者総合支援法も手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せているために、派遣の範囲が市町村の財政状況によって違ってきます。そのため、ろう者は常に不安を抱えています。

手話言語法は

何をめざす法律ですか？

手話はろう者にとって母語であることを示し、ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションがとれること、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障され、ろう者が社会的に自由に、生きられることをめざす法律です。

私たちは手話言語法の 制定をめざしています。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

皆さんは毎日どのようにコミュニケーションをとっていますか？

大多数の人は声を出し、それを耳で聞くことによって、つまり音声言語（日本では日本語）を使ってコミュニケーションをとっています。

しかし、音声言語のほかにも手や指、体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語＝手話もあることをご存じでしょうか。

ろう者は、昔から手話を使ってきました。しかし、法的に手話は言語として認められませんでした。そのため、ろう者は社会のいるいるな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきました。

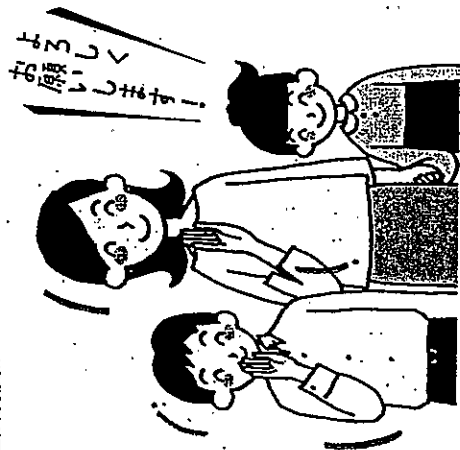
2003年、世界ろう連盟の提案により、国連アジア太平洋経済社会委員会で起草された障害者権利条約草案に「『言語』には音声言語と手話が含まれる」ことが盛り込

まれました。そして2006年、この草案を基とした国連障害者権利条約が全ての加盟国により採択され、「手話は言語」であることが世界的に認められることになりました。日本においても2011年に障害者基本法が改正され「言語に手話を含む」ことが明記されました。これはろう者にとって大きな一歩です。

次の一歩として必要なことは、「手話は言語」であり、そのことが実際の生活に活かされるようにするための具体的な法的整備であり施策です。

私たちは、まず、手話が音声言語と対等な法的地位を認められたことを皆さんに知っていただきたいと思えます。そして、学校で「国語」の授業で日本語を学ぶように、私たちろう者は、日本語と手話の二つを対等に学ぶことができること、どこでも気がねなく自由に手話が使え、音声言語と同様に手話による情報伝達があること、「いつでも、どこでも、どんな内容でも」対象となる手話通訳制度が求められています。これらを実現するために手話言語法の制定が必要です。

手話は言語であること、そしてろう者は手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使いたいと望んでいることをご理解をいただければ幸いです。手話言語法制定実現に向け、皆さまのご理解とご協力を心からお願ひ致します。

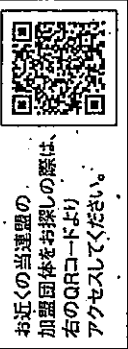


あいさつ



財団法人全日本ろうあ連盟
Japanese Federation of the Deaf

〒162-0801
東京都新宿区山吹町1-30 SKビル8階
TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445
<http://www.jfd.or.jp/>



組織図

公益社団法人北海道ろうあ連盟

2023年6月1日現在

一般財団法人
全日本ろうあ連盟

特定非営利活動法人
全国聴覚障害者情報提供施設協議会

北海道ろうあ連盟
社員総会

理事 会	
理事長	大内 祥一
副理事長	渋谷 雄幸
副理事長	橋本 由美
常務理事	中 和彦
事務局長	和 彦
役 員	3 役

【法人部門】

各 部	担当理事
会 計	大 野 大樹
組 織 部	橋本 由美
機 関 紙 部	宮内 博子
情報・コミュニケーション部	高橋 正博
福祉・労働対策部	中川 雅之
教育・文化対策部	金原 浩太郎
スポーツ部	越前 智山
青年部	小 飛 龍
女性部	長谷 和明
高齢部	佐々木 明子
監事	川 口 豊
	東 出 身
	土 師 比佐夫
事務局長	和 彦
事務局・法人会計	上 木 明美
事務局・会計補佐	田 中 小百合
事務局・意思疎通	中 野 沙央里

【事業部門】

北海道聴覚障害者情報センター	
開所時間	9:00~17:00
施設長	宮内 博子
次長	伊藤 喜幸
係長	大出 めぐみ
庶務・会計	岸川 ともこ
意思疎通	永井 千里
業 務	映像制作・演出 (通) 手話通訳者養成・派遣事業 (通) 要約筆記者養成・派遣事業 手話通訳者養成講師養成研修会 手話通訳士養成研修会 手話通訳士育成研修会 ろうあ者相談員業務 災害対策業務

手話通訳者：伊藤・大出

総務担当：室内
総務担当：伊藤

(公社)北海道ろうあ連盟 北海道手話通訳者派遣センター	
所長	大内 祥一
派遣センター職員(設備手話通訳者) (就業時間) 月~金曜9:00~16:00	山下 弥生
	島山 慶子
	渋谷 佳代
	坂谷 ことえ
	高 藤 ちづる
	上 川 綾子
	留 萌 山 穂子
	宗谷 七尾 香織
オホーツク	中田 マス子
胆振代行	坂谷 ことえ
日 高	久保 香奈
十 勝	村本 あけみ
網 走	中屋敷 いづみ
稚 室 代 行	中屋敷 いづみ

加盟24協会

- <道南>
 - 小樽ろうあ協会
 - 伊達聴覚力障害者協会
 - 後志ろうあ協会
 - 苫小牧聴覚力障害者協会
 - 登別聴覚力障害者協会
 - 北斗ろうあ協会
- <道北>
 - 旭川ろうあ協会
 - 岩谷沢ろうあ協会
 - 中野ろうあ協会
 - 美幌ろうあ協会
 - 七川北聴覚力障害者協会
 - 稚内ろうあ協会
- <道東>
 - 札幌聴覚力障害者協会
 - 十勝聴覚力障害者協会
 - 釧路聴覚力障害者協会
 - 北見ろうあ協会
 - 根室ろうあ協会
- <道央>
 - (公社)札幌聴覚力障害者協会
 - (NPO)石狩聴覚力障害者協会
 - 江別聴覚力障害者協会
 - 北広聴覚力障害者協会
 - 千歳聴覚力障害者協会

手話関係団体
北海道手話センター
北海道手話通訳問題研究会
北海道手話通訳士会

要約筆記関係団体
全国要約筆記問題研究会
北海道要約筆記者の会
北海道要約筆記センター
北海道協議会

臨時職員	氏 名	勤務(曜日)	就業時間
総務担当	河 西 真純	火、水、金	9:00~12:00
総務担当	風 部 志乃	水	9:00~12:00

☆渡島・檜山管内の手話関係団体一覧表☆

2023年11月現在 NO.1

<手話サークル>

所在地	サークル名	例会日・時間	会場	代表者名	例会問い合わせ先
函館市	函館手話の会 [金曜の部] ☆	(金)※不定・随時 19:00~20:30 ※新規見学者受付困難	函館市総合福祉センター	笹谷 光一	笹谷智子宅: FAXのみ 0138-38-9124
	函館手話の会 [土曜の部] ☆	毎週(土) 13:30~15:30 (祝祭日は休み)	函館市総合福祉センター		E-mail koh.tomo.163@gmail.com
	手話サークル こだま会	第3(木) 10:00~11:00	函館市総合福祉センター	早坂 久美子	早坂久美子宅: 0138-53-7336
	手話サークル もみじ会 ☆	毎週(水) 10:00~11:45 (第5は休み)	函館市亀田交流プラザ	金田 文子	金田文子宅: 0138-46-2986
	手話サークル どんぐり会 ☆	毎週(木) 19:00~20:30	函館市亀田交流プラザ	船橋 浩	斎藤泰子宅: 0138-47-0235
	手話サークル ピジョン ☆	第1・3(火) 19:30~21:00	函館市青年センター	清水 浩	清水浩携帯: 090-8425-5787
	手話サークル のぞみ ☆	毎週(水) 10:00~11:30			
	手話サークル ともえ ☆	毎週(水) 19:00~20:30	函館市総合福祉センター	三上 典子	サークルのブログに書きこみ s/ctomoe@yahoo.co.jp
	手話サークル 手話っちsmile ☆	毎週(金) 19:00~20:30	函館市総合福祉センター	三上 千佳子	三上千佳子携帯: 090-9511-0623
	手話サークル ハーモニーつなぐ	毎週(金) 19:00~20:30	函館市総合福祉センター	大森 千佳子	会場: 0138-22-6262 (代表) (呼) ハーモニーつなぐ 大森
北斗市	手話サークル Lの会 ☆	毎週(木) 18:30~20:00	北斗市総合文化センター	小林 千代子	鳴海正子宅: 0138-68-1482
七飯町	手話サークル ななえゆきんこ	毎週(金) 19:00~20:30	七飯町文化センター	川島 美代子	中矢アヤ子宅: 0138-65-5403
	手話サークル ふきのとう	毎週(火) 10:00~12:00	七飯町文化センター	岩本 美智子	岩本美智子宅: 0138-65-7415
江差町	江差手話の会	第2, 3, 4(木) 10:00~12:00	江差町老人福祉センター	小林 恵美	小林恵美宅: 0139-52-3200
	手話サークル きぼう	毎月3回(火)不定期 夜7:00~8:30	江差町老人福祉センター	小林 千栄子	吉田職場: 0139-52-6651 檜山振興局 社会福祉課内 月曜~金曜 9:00~16:00
今金町	手話サークル いまかね	毎週(木) 19:00~21:00	今金町民センター	吉田 知美	会場: 01378-2-0631

※☆ 渡島手話サークル連絡協議会加盟サークル。

※渡島手話サークル連絡協議会、江差手話の会及び手話サークルいまかねは、北海道手話サークル連絡協議会に加盟しています。

※問い合わせ先が例会会場となっている場合は、例会開催の時間帯にお願いします。

<手話通訳問題研究会> *

名称	例会日・時間	会場	代表者名	例会問い合わせ先
函館手話通訳問題研究会 (北海道手話通訳問題研究会 道南支部函館班)	毎月1~2回不定期 19:00~20:45	函館市総合福祉センター または 亀田交流プラザ	佐直 優喜子	池田佳代(事務局)職場 TEL: 0138-45-5482 (函館市福祉事務所亀田福祉課内) FAX: 0138-45-5486 (同上)

【手話通訳問題研究会】⇒手話や手話通訳、手話通訳者のことや聴覚障害者が抱えている問題など、聴覚障がい者の暮らしを学ぶという立場で、ろうあ運動の関係団体や市民と連携しながら研究し、論議し、発信し、全て人たちの暮らしと権利を争っていくとする全国組織の団体です。

<聴覚障害者協会>

名称	代表名	連絡先	備考
函館聴覚障がい者協会	石井 昌子	FAX: 0138-48-8960 事務局長 山本 真一 自宅	・手話言語で意思疎通を図る、ろう者の団体 ・渡島・檜山管内を管轄する
北斗ろう協会	扇谷 吉久	FAX: 0138-77-6290 会長 扇谷 吉久 自宅	・手話言語で意思疎通を図る、ろう者の団体 ・2020年4月1日に設立

※函館聴覚障がい者協会、北斗ろう協会は公益社団法人北海道ろうあ連盟に加盟しています。

◎初心者向けの手話講習会のご案内◎

- 【入門講座】 4月から9月まで開催 (昼の部) 毎週火曜日 9:30~11:45
(夜の部) 毎週木曜日 18:15~20:30
- 【基礎講座】 9月から2月まで開催 (昼の部) 毎週火曜日 9:30~11:45
◇隔年で昼または夜に開催◇ または、(夜の部) 毎週木曜日 18:15~20:30

*入門講座・基礎講座、共に函館市総合福祉センターにて開催。
詳しくは、右記までお問い合わせください。 函館市身体障害者福祉団体連合会
TEL: 0138-26-8156 FAX: 0138-26-8162

☆渡島・檜山管内のろうあ者相談員・専任手話通訳者紹介☆

《ろうあ者相談員》 (全道19名)

<函館市> 山本真一 (連絡先) 〒040-8666 函館市東雲町4-13 函館市福祉事務所障がい保健福祉課
TEL 0138-21-3014 FAX 0138-27-2770
※火・木曜は亀田福祉課(美原1丁目26-8) TEL 0138-45-5482 FAX 0138-45-5486

《専任手話通訳者》 (全道58名)

<函館市> 野刈博子 (連絡先) 〒040-8666 函館市東雲町4-13 函館市福祉事務所障がい保健福祉課
石垣由紀子 TEL 0138-21-3014 FAX 0138-27-2770

池田佳代 (連絡先) 〒041-0806 函館市美原1丁目26-8 函館市福祉事務所亀田福祉課
TEL 0138-45-5482 FAX 0138-45-5486

<北斗市> 小石恵里子 (連絡先) 〒049-0192 北斗市中央1丁目3-10 北斗市民生部保健福祉課
TEL 0138-73-3111 (152) FAX 0138-74-2510

<渡島管内> 畠山慶子 (連絡先) 〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島総合振興局 社会福祉課内
公益社団法人北海道ろうあ連盟 北海道手話通訳派遣センター・渡島
TEL 0138-47-9400 (3839) FAX 0138-47-9225

<檜山管内> 吉田佳代 (連絡先) 〒043-8558 江差町字陣屋町336-3 檜山振興局 社会福祉課内
公益社団法人北海道ろうあ連盟 北海道手話通訳派遣センター・檜山
TEL 0139-52-6651 FAX 0139-52-3010

※ 地方自治体配置の58名の他に、市立札幌病院・勤医協札幌病院・市立釧路総合病院には、医療専門の手話通訳者が配置されています。

☆渡島・檜山管内の手話通訳申請先の紹介☆

<函館市・北斗市・七飯町在住の方に关わる通訳依頼>

◎函館市、北斗市、七飯町の手話通訳者派遣事業は下記機関に委託実施されています。

社会福祉法人侑愛会 障害者生活支援センター「ぱすてる」 手話通訳・要約筆記派遣調整員: 林由美子、朝倉恵美
(連絡先) 〒041-0802 函館市石川町90-7 TEL 0138-34-2611 FAX 0138-34-2612
勤務時間 9:00~18:00 ※支援センターは年中無休開設

<渡島管内における通訳依頼> (函館市・北斗市・七飯町を除く)

◎障害者自立支援法施行に伴い、各市町村において手話通訳者派遣事業が開始されています。
在住の市町村役場福祉関係窓口へご相談、または下記にお問い合わせください。

公益社団法人北海道ろうあ連盟 北海道手話通訳派遣センター・渡島 手話通訳者 畠山慶子
(連絡先) 〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島総合振興局保健環境部社会福祉課内
TEL 0138-47-9400 (3839) FAX 0138-47-9225
勤務時間 月~金曜日 9:00~16:00

※この時間帯でも通訳に出ている不在の場合がありますので、ご了承ください

<檜山管内における通訳依頼>

◎障害者自立支援法施行に伴い、各町村において手話通訳者派遣事業が開始されています。
在住の市町村役場福祉関係窓口へご相談、または下記にお問い合わせください。

公益社団法人北海道ろうあ連盟 北海道手話通訳派遣センター・檜山 手話通訳者 吉田佳代
(連絡先) 〒043-8558 江差町字陣屋町336-3 檜山振興局保健環境部社会福祉課内
TEL 0139-52-6651 FAX 0139-52-3010
勤務時間 月~金曜日 9:00~16:00

※この時間帯でも通訳に出ている不在の場合がありますので、ご了承ください

※2012年度より、道内各地で通訳派遣ができるよう【北海道】が“広域派遣”をスタートさせました。
日頃の通訳依頼同様、お住まいの市町村役場に通訳依頼申請してください。また、道外で手話通訳が必要な場合
や道外在住者の道内での通訳派遣についてはお住まいの市町村役場、または北海道手話通訳派遣センターへご相談
ください。